慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際法における域外管轄権と米国の二次制裁
Sub Title	Extraterritorial jurisdiction and secondary sanctions under international law
Author	藤原, 泉(Fujiwara, Izumi)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2017
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.115, (2017. 12) ,p.279- 311
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20171215-0279

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

国際法における域外管轄権と米国の二次制裁

藤原泉

一　はじめに
二　国家管轄権と経済制裁
(一)　域外管轄権とは
(二)　国家管轄権の種類
三　米国による制裁と事例
(一)　二次制裁をめぐる現状
(二)　事例の概要
四　域外管轄権と米国の制裁法
(一)　管轄権適用基準の基本原則
(二)　属地主義
(三)　国籍主義
(四)　保護主義
(五)　規律管轄権の自制
五　近年の制裁法と域外管轄権
(一)　対ロシア制裁法
(二)　第四リステイトメント草案における変化
六　おわりに

一　はじめに

Aという国家が、Bという国家に対して何らかの行為をさせるあるいはさせないことを目的として、A国がB国に対して経済制裁を行うことを決定したと仮定しよう。このような単独国家（あるいは地域的国際機関）が独自に行う経済制裁は、一方的制裁（unilateral sanctions）と呼ばれている。(1) 通常の制裁であれば、A国は国内法を制定し、A国とB国の取引に一定の制限を課すだろう。このような措置は、制裁実施国（sender state）をA国、制裁対象国（target state）をB国とする、一次制裁（primary sanctions）という最も一般的な経済制裁に分類されている。

他方、単独国家が実施している中で、この一次制裁と性格を異にする経済制裁が存在する。それは、A国が自国の法律によって、制裁対象国のB国と第三国のC国間の取引に制限を課すという内容であり、二次制裁（secondary sanctions または secondary boycott）と区分されている。(2) これまで多くの二次制裁が、A国に米国、B国に米国と敵対する国家、C国にその他の諸国が当てはまる形で実施されてきた。これは、B国だけでなくC国にも大きな経済的打撃を与える措置であり、後述の通り日本もその例外ではない。

ところで、今日の経済制裁の多くは、国際連合（以下、国連）の安全保障理事会（以下、安保理）決議に基づくものであり、国連による制裁は効率的かつ人道的な制裁内容が整えられているという特長を持つ。このことから、国家が独自に実施する制裁を考慮することの必要性に、疑問を抱くかもしれない。しかし国連による当該措置は安保理決議を制裁発動の要件としているため、いずれかの常任理事国が拒否権を行使した場合に実施されない。実際に、冷戦期に国連による制裁が機能しなかったことや、二〇一四年以降の対ロシア制裁が国連を介さないものであったことは、これに起因している。このような事態を鑑みるに、武力の行使に至らない他国への有用な政策として、国連という枠

組みを超えて行われる経済制裁に目を向けなければならないといえるだろう。

経済制裁の目的に直接的関連性を有しないC国が、本当にA国法に従う必要はあるだろうか。また、その判断基準は如何なるものであるか。本来、この解は国家間の法的関係を規律する国際法によって提示されなくてはならない。本論文の狙いは、米国の二次制裁を規定する制裁法と第三国の法的関係について、国際法の基礎を為す原則の一つである国家管轄権という視点から検討し、さらに最近の事例や米国の法的見解を示す資料を用いて、その展望を考察することにある。(3)

二　国家管轄権と経済制裁

㈠　域外管轄権とは

まず、「域外管轄権（extraterritorial jurisdiction）」とは何か。一般的には、域外管轄権とは、「国家が自国領域外における人、財産や行為に関して法を制定、適用あるいは執行を行う権能のことを示す」と解されている。(4)しかし、一九九〇年代初頭にローウェンフェルドによって「不当な管轄権行使を非難する意図を含む偏った語句である」と指摘されて以来、国際法学者は当該語句を用いることに消極的な姿勢をとっている。(5)たしかに、「域外管轄権」とは米国法の妥当性を問う場面で登場するようになった言葉であるため、その起源から見れば中立的立場を表し得ないと捉えることも可能である。

このような問題点にも拘わらず、「域外管轄権」は法律用語として一定の地位を手に入れたように思われる。第一に、「域外管轄権」という疑問を呈したローウェンフェルド自身が、二〇〇八年の著作で別段の説明を加えることな

くこの語句を使用していることに注視しなくてはならない。[6] 二点目に、二〇〇六年には国連国際法委員会においても論題として「域外管轄権」が提起されており、当該委員会において「域外管轄権」という概念は領域外への主権的権利または権威（authority）の行使のことを指すと定義されていることが指摘される。[7] したがって、異議を呈した本人がより最近の著作にて使用していることと、国際法の漸進的発達及び法典化を目的とする国際法委員会にて認められたことを考慮に入れると、今日の国際法学においてはこの概念が一般性並びに中立性を獲得したと評されるべきであろう。これらの理由から、以下の論文では自国の法律によって他国の行為を規律する管轄権を「域外管轄権」として使用することとした。

㈡　国家管轄権の種類

国家管轄権には、様々な分類が存在する。米国の「合衆国に適用される国際法と、合衆国の国内法であって、合衆国の対外関係にとって実質的に重要、または他に重要な国際的結果をもたらすものについて規定している法」（以下、米国対外関係法）の第四〇一条によれば、国家管轄権とは、司法管轄権・執行管轄権・規律管轄権（jurisdictions to prescribe）の三つに分けられることが記されている。[8] 日本では、立法管轄権（legislative jurisdiction）・司法管轄権・執行管轄権の三つ、あるいは後者二つを合わせて強制管轄権とする見解が一般的であるが、本論の考察対象は米国の制裁法であることから、以下では前者の米国における区分に倣うこととしよう。

さて、本論文で問題とする域外管轄権は主に国家の域外における規律管轄権である。なぜならば、執行管轄権と司法管轄権の域外適用は限定的にのみ認められることが、すでに国際法上確立されているからである。[9] 一方、規律管轄権については、原則として国家の裁量権を広く認められてきた。[10] ここには、たとえ域外適用を念頭に置いた立法が為されたところで、そのような法律が域外で執行されないならば、深刻な国家間の対立を招くような問題には繋がらな

いという推定が働いていると考えられる。[11] しかし現実には、後述の通りグローバル化に伴い一国の国内法の持つ影響力は拡大しており、また私法と公法の区別が難しい法律が出現していることから、規律に関連する域外管轄権の明確な線引きが求められている状況にあるといえる。[12]

三　米国による制裁と事例

㈠　二次制裁をめぐる現状

これまで米国の一方的経済制裁は、その域外性のために国際社会に大きな影響を与えていると述べてきたが、ここではいくつかの具体例を参照しよう。たとえば、米国の在外子会社が所在地法に抵触した事例として、一九九七年のカナダにおけるキューバ製パジャマの販売を巡る事件、通称「パジャマ問題」が注目を集めた。[13] また二〇〇〇年代に入ってからも、類似した事件は起こっている。たとえば、ニューヨークを拠点とするスターウッドホテルの子会社であるシェラトン・マリア・イサベルホテルがキューバ人団体を追い出し、メキシコ国内法違反として罰金を課している。[14] 同様のキューバ人宿泊拒否問題は、ノルウェーなどの諸国で生じている。[15] このような抵触に関する事例は後を絶たず、制裁法の域外管轄権が問題となる典型的なケースであるといえる。

さらに近年、非難の的となっているのが金融取引に対する米国制裁法の規制である。米国は、特定の国家へのドル建て取引に関与したとして、二〇一二年にＩＮＧに対して罰金六億一九〇〇万ドル、スタンダードチャータード銀行に対して計三億二七〇〇万ドル、二〇一四年にＢＮＰパリバに対して計八九億ドルを米国当局に支払うよう命じている。[16] もちろん日本企業も当該措置の例外ではなく、三菱東京ＵＦＪ銀行は米国制裁法に違反したとして二〇一二年に

七億円、二〇一三年には二四五億円の和解金を支払っている。[17] このような第三国と制裁対象国の取引に関して、ドルという世界通貨の保有国たる米国による規制が許容されるべきか、その合法性について疑問の声が上がっているところである。

他方、米国の制裁法は米国自身の首を締めているともいわれている。前記のように第三国は米国と取引することによって、米国子会社による混乱や多額の罰金の支払いに直面する他、制裁法に基づき米国に対する輸出特権を停止または剝奪される危険性を負うこととなる。このリスクを回避するため、諸外国の企業は米国由来の技術や製品に携わる取引を行うこと自体を控える姿勢をとっているといわれている。[18] 加えて、二次制裁を意図する規定の存在自体が、域外の米国子会社もしくは外国会社の行動を大きく左右することが実務家から指摘されている。[19] このことから、米国による二次制裁は、諸国からの批判だけではなく国内からもあまり支持を集められておらず、二〇一六年には合衆国商工会議所（United States Chamber of Commerce）からこのような制裁措置に対する抗議が表明されている。[20]

(二)　事例の概要

第四章では、冷戦期の対ソ連制裁、対キューバ制裁、並びに対イラン制裁を用いて二次制裁の合法性を検討する。ここではまず、これらの事例における制裁法の具体的内容を概観しよう。

第一の事例は、通称シベリアパイプライン事件と呼ばれる冷戦期に欧米間の対立を生じさせた対ソ連制裁である。これは、一九八二年に米国がソ連に対する輸出禁止措置を米国人の「所有または支配下（owned or controlled）にある企業」、在外米国系子会社、米国からライセンスを得て生産している外国会社、米国の技術データを利用した製品にまで拡大することを発表したことで始まった。[21] しかし、ECからの強い批判、フランスやイギリスからの対抗立法、オランダのハーグ地方裁判所での敗訴等を招いた当該命令は、結果的に半年以内に取り下げられることとなった。[22]

第二の事例として、米国の一方的制裁として有名な対キューバ制裁の中でも、キューバ自由民主連帯法（通称ヘルムズ・バートン法）を中心的に取り上げたい。[23] 同法第三章は、一九五九年以後にキューバ政府に接収された財産に対する損害賠償請求権を米国人に認め、請求訴訟を提起できると規定している。[24] ここで示されている「米国人」には「現在の全アメリカ市民とその他のエンティティ」、すなわちアメリカ市民権を得たキューバ移民も当然に含まれることから議論を呼んだ。[25] また同法第四章は、米国人の財産を接収した外国人または接収財産の取引に関与する外国人の米国入国査証発給の拒否及び入国の制限を定めており、実際にメキシコに対して適用され、問題となった。[26] もっとも、当該措置は多数の国家からの反発を受けたため、同法第三章の適用は実質的には現在に至るまで見送られており、EU諸国に対しては第四章の免除も認められている。[27] また、対キューバ制裁について国連総会は、毎年、非難決議を採択しており、二〇一六年には一九一ヵ国が賛成票を投じる結果となった。[28]

最後の事例は、一九九六年に制定されたイラン・リビア制裁法（通称ダマト法、ＩＬＳＡ）という、大量破壊兵器の生産や国際テロ等への憂慮からイランとリビア両国に対して実施された措置である。[29] なお、リビアに対する制裁は解除されているため、イランとの関係が争点となる。[30] 当該制裁法は、「石油資源開発に直接かつ著しく貢献した」と判断される年間二〇〇〇万ドル以上の投資を行う者に対して、米国輸出入銀行による輸出支援の停止、米国法で事前の輸出許可を要する物資及び技術輸出の許可発行拒否や、金融機関に対しては米国債引き受け等を禁止、米国金融機関の年間五〇〇万ドル以上の融資の禁止、米国政府が政府調達を行うことを禁止及び制裁対象者からの輸入の制限などの制裁を課すことを規定している。[31] 三つの事例の中で最も広範な域外管轄権を設定している同法は、二次制裁の代表例として位置付けられている。[32]

四　域外管轄権と米国の制裁法

㈠　管轄権適用基準の基本原則

さて、国際法上ある事項に対する国家の管轄権が正当化されるためには、管轄権適用基準と呼ばれる一定の基準に照らして国家と当該事項の連関が認められることが求められる。国際法上、属地主義（及び効果原則）、属人主義、保護主義、普遍主義の四つが適用基準として認められている。これらは、各国が国家管轄権を設定する際に用いられるだけでなく、対象事項との間の「実質的かつ真正な連関」を示す証拠として管轄権の抵触時に対抗力の文脈で持ち出される。(33)

まず最も基本的な適用基準として、属地主義と属人主義が挙げられる。前者は、領域主権に基づく自国内の行為、後者は国内外を問わず自国民に対する管轄権の根拠であり、この延長に以下に見る効果原則が含まれるとされている。二つ目の属人主義は、積極的属人主義（以下、国籍主義）と消極的属人主義に分かれる。(34)前者については、在外子会社やライセンス等の国籍に関して異なる見解が存在し、また後者の消極的属人主義は、独立した原則としてではなく後述する保護主義または普遍主義で処理されるべき問題という見解が有力である。(35)実際に、米国は第三リステイトメントにおいて、消極的属人主義を適用基準として認めていない。

その他の管轄権適用基準として、保護主義と普遍主義が挙げられる。これらの二つの原則は、主に麻薬取引の取締や海賊などの刑事管轄権の分野を中心に発展してきたが、現在では民事と刑事の隔たりが曖昧になっていることは前述の通りである。加えて、大量破壊兵器の生産や国際テロなどに関連する経済制裁の場合、域外管轄権の根拠として特に保護主義が援用される場面は増加しているため、属地主義・国籍主義に加え、保護主義についても焦点を当てる

ことが有益であるといえる。

以上の理由から、本章では経済制裁の域外管轄権という文脈で問題となる諸原則、すなわち属地主義に関連した効果原則とコルレス口座理論、国籍主義、保護主義について、先に記した三つの事例に照らして考察し、その上で域外管轄権の自制について若干の検討を加える。

(二) 属地主義

1 効果原則

効果原則（effect doctrine、効果主義または効果理論）とは、「領域外でなされる行為であって、領域内でその実質的効果が生じているもの、またはそのような効果の生じることを意図したもの」に対して国家が管轄権を有するという理論であり、競争法領域、特に米国による反トラスト法を中心に発展した管轄権の適用基準である[36]。効果原則に基づく競争法の域外適用は当初、各国から非難を浴びていたが、今ではEC、ドイツ、韓国も効果原則に基づく域外適用条項を含む法律を制定していることから、分野を限定する形で国際的に受け入られ始めているといわれている[37]。他方、その要件については未だ争われているため、未成熟な原則であるといえるだろう[38]。

それでは、経済制裁においても効果原則を援用できるだろうか。実際に、制裁法における域外管轄権と競争法における域外管轄権を一括りに捉え、展開している学説も存在する[39]。しかしながら、競争法と制裁法は、どちらも輸出規制という同様の措置をとるが、その目的と対象が根本的に異なる。競争法は、主として本来自国の貿易やそれによる利益を推進することを目的としているが、制裁法は政治目的の達成のために経済的手段を用いているにすぎない[40]。また、競争法上の輸出規制は一定の製品やビジネスを対象とするが、経済制裁の場合は対象が国家や関係当事者であり、規制範囲も格段に広い[41]。したがって、国際法委員会に提出された附属書で米国による単独の経済制裁が「国家の域外

管轄権と効果原則の拡大（extension）」と表現されたように、競争法と制裁法の効果原則を同様に捉えることはできないと解されるべきである。[42]

さて、第三リステイトメントによれば効果原則に基づく規律管轄権は、①意図にかかわらず実質的な効果を領域内に及ぼす行為、もしくは、②実質的な影響を及ぼすことを意図する行為について認められる。[43]これを前提として、効果原則を事例に当てはめていこう。まず対ソ連制裁では、ハーグ地裁及びECにおいて、米国外にある米国民でない者によるソ連への輸出が米国に直接的に不当な影響を与えないと主張されており、米国側も当事例では効果原則を援用していない。[44]

他方、対キューバ制裁のヘルムズ・バートン法には「国際法において国内に実質的効果を持つあるいは持つことを意図した域外の行為に関して、法の支配を及ぼすことができることは認められている」と規定されていることから、当該制裁の域外管轄権は効果原則を根拠としていることは明白である。[45]それでは、この主張は国際法上妥当だろうか。キューバ制裁法において、米国は、キューバ政府によって接収された財産に関連する取引をした第三者に対して責任を追及できることを規定している。[46]しかしながら、政府による接収から何十年も経過した現在において、そのような財産に関する域外の外国人による取引が、米国に対して何らかの効果を及ぼす意図または実質的効果を有するという主張は、到底受け入れられるものではない。[47]また、この規定が制定後一度も実施されていないことは、当該法律の非合理性の裏付けともいえるだろう。

最後に、第三国と制裁対象国への取引に最も広範な制限を設けたイラン・リビアに対する制裁について検討する。米国議会は同法の域外管轄権について、外国法人による石油投資が当該対象国（イラン・リビア）の歳入を増やし、それがこれらの政府による不法な行為に繋がり、米国の安全保障上の利益を脅かすことを正当化の根拠として提示している。[48]しかしながら、この理論は不確実性の高い推定の上に成り立っていることは明らかである。効果原則が際限

なく域外管轄権を認めるものでないのならば、このような不確実かつ関連性が極めて疑わしい主張は当然に退けられなくてはならないだろう[49]。以上の考察から、効果原則によってこれらの制裁法の域外管轄権は肯定されないと考えられる。

2　コルレス口座理論

近年、第三国の多国籍銀行に対して米国は「コルレス口座に基づく属地主義」という理論に依拠して、域外管轄権を主張している。これは、米国にある通貨の中継地点となる銀行（コルレス銀行）を通して行われるドル建て送金は米国領域を「経由」していることから、属地主義の適用が認められるという議論である[50]。これまでにコルレス口座理論に関する司法的判断が下された事例はないが、日本を含む多数の国家が和解金を支払っていることから、新しい理論として注目を集めている[51]。

しかし、コルレス口座が米国内にあることを根拠として、米国が当該取引に対する管轄権を有するという解釈が国際法上受け入れられることは困難であろう。なぜならば、第三リステイトメントにおいても規定されているように、属地主義の適用は対象となる行為の全部ないし主要な部分（wholly or in substantial part）が領域内で為されていることを要件としている[52]。たとえば日本とイラン、もしくはオランダとキューバの取引が米国のコルレス銀行を介しているとしても、それはシステム上米国を経由しているにすぎず、当該取引の「主要な部分」が米国領域で行われているとはいえないことから、コルレス口座理論の合法性は否定されると考えられる[53]。さらに、今後、このような世界通貨という特色を利用した域外管轄権が複数の国家から主張されるようになれば、国際経済に大きな混乱がもたらされることは間違いないだろう。このような観点からも、当該理論を国際法上許容することは、妥当ではないと解されるべきである。

(三)　国籍主義

1　法人の国籍

一方的制裁の根拠として国籍主義が用いられる場合には、第一に法人の国籍が争点となる。米国は、国民や会社が米国人によって所有あるいは支配（owed or controlled）されている場合に、コントロール説（実効的支配説）に基づいて域外管轄権を主張してきた[54]。つまりこれは、米国人が所有している企業だけでなく、米国系の親会社を持つ子会社・関連会社、及び米国人株主などを通じて米国人に実質的に支配されている企業に関しても、米国の属人主義の適用範囲として認められるという主張であり、先述の通り数々の抵触問題をこれまで生じさせてきた。

一般的には、外国にある子会社や関連会社の行為は、その管轄権区域にいないため、親会社の国内法によって規制を受けないとされている[55]。加えて、国際司法裁判所は一九七〇年のバルセロナ・トラクション事件において、会社と株主は区別されることが重要であり同一のものとみなすべきではないと述べられたことから、株主による法人の実効的支配によって法人が株主と同じ国籍を持つという主張を退けていると解されている[56]。もっとも当該判決について、このような形式的手法による法人の決定は、所有やマネージメント、労働者などの現代の多国籍企業における複雑化が考慮されていないことから、実像にそぐわない管轄権の設定に繋がるという批判も存在する[57]。しかしこれらの議論は、あくまで実質的な被害者の救済の実現という点を念頭に置いた見解であることに注目しなくてはならない。つまり、二次制裁における米国による在外子会社あるいは関連会社に対する域外管轄権の主張は、そのような救済の意図とは何ら関連性を持たず、たとえ適当な被害者の救済のために多様な要素を加味した法人の国籍決定が求められる場面があるとしても、米国の一方的制裁はこれに当てはまる事案ではないと位置付けられるだろう。

一九八二年の対ソ連制裁において、この国籍主義に基づく主張がなされたものの、国際社会から支持を得ることは

できなかった。[58] 当該制裁では、米国の管轄権に服する者が、ソ連に米国製以外の製品または技術データを輸出することを禁止された。[59] 主たる問題は、この「米国の管轄権に服する者」の中に上記のコントロール説を採用した文言が含まれていることにあった。[60] この点に関し、一九八二年のハーグ地裁における制裁法の域外管轄権をめぐる事例では、オランダ法によって設立され、オランダを本拠地とする企業は国際法においても米蘭通商航海条約においても国籍主義に基づく米国法の当該法人に対する域外適用を認めず、EC諸国もこれに賛同した。[61]

このような対ソ連制裁の失敗から、コントロール説に基づく管轄権の肯定は、国際法上認められないという見解が広まっており、米国もそのことを受け入れ始めているとする学説もある。[62] たしかに、コントロール説を否定した制裁法も実際に存在する。[63] しかし、一九八七年の第三リステイトメントは、「国家は、外国法に基づいて設立された会社が当該規制国家の国民により所有または支配されていることを理由として、その会社の活動を通常は規制することはできない（A state may not ordinarily regulate activities of corporations organized under the laws of a foreign state on the basis that they are owned or controlled by nationals of the regulating state）」と述べつつも、国家の重要な国益について本質的なものである場合には例外的にこの適用が認められると規定している。[64] このように対ソ連制裁後も、米国は国益という文言を用いて、コントロール説による域外管轄権を主張する余地を十分に残していることがわかる。[65] 後のキューバ制裁においても、一時はコントロール説を用いた主張が検討されており、米国が当該基準を完全には放棄していないと解するのが妥当と考えられる。[66]

2　製品及び技術の国籍

次に、米国の製品あるいは技術やデータに基づく国籍主義の主張が考えられる。対ソ連制裁では、米国企業からライセンスを得て海外で生産されている製品や、米国の技術データを用いて生産された製品等についても米国の管轄権

が及ぶとされていた。つまりこの場合、米国の域外管轄権下にあるとされた法人以外にも、そのような製品や技術に関連する取引は禁輸措置の範囲内として、米国当局による輸出の許可を得ることが必要となる。このような二次制裁は、米国企業とのライセンス契約に示されていた海外のライセンス保持者は、米国の輸出規制に従わなければならないという規定（通称サブミッション規定）を根拠としていた[67]。これは、個別の契約において諸国の企業がライセンス権限の付与の条件として輸出規制に従う義務を負うことに合意していることから、米国の制裁法に各国が従うべきであるとする主張である[68]。

このような主張に対してECは、私人間の契約が外交政策の道具として使用されるべきではなく、そのような契約規定を政府が促進することは、国際法における国家管轄権の限度を回避することを目的とした契約の自由の原則の悪用であると非難するとともに、私人間の契約によって管轄権の拡張となることはないという批判を述べた[69]。またECは、「技術的関連性または米国を原産地とする製品を所有することを根拠とした法人に対する管轄権という考え方には、それら技術や製品が米国のもの（American）とされる必要があり、製品や技術は国籍を有さず、国際法においてそれらの製品や技術を使う人間に対して管轄権の基礎とされるような規則は存在しない」として、米国の見解を真っ向から否定している[70]。さらに一部の学者からは、当該措置が国際法上の権利の濫用にあたるとの指摘がされている[71]。

もっとも、製品や技術の権利に関する私人間の契約内容はそれ自体有効であるため、このような措置が国際法上、常に違法であるかは疑わしい[72]。なぜならば、たとえ製品や技術の国籍という考え方が国際法において採用されていないとしても、合意に基づき確認されている国籍まで国際公法の否定が及ぶとは考え難いからである。他方、このような契約は、その影響を被る国家の規律管轄権までも排除する効果を有し得ない。したがって、国家は対抗立法を講じることによって意図的に抵触関係を創出し、サブミッション規定適用の排除を試みることは可能であると考えられる。また、個別の契約による了承がないままに、一方的に製品ないし技術の国籍を根拠とした域外管轄権の主張は、国際

法上の立脚点を有しないとして退けられるべきであろう。

(四) 保護主義

第三リステイトメントは、保護主義を「自国民以外の者による領域外の行為で、自国の安全またはその他の限られた種類の国家利益の侵害に向けられた」事項に対して国家は管轄権を有するという原則であると定義し、国際法上確立していることを確認している[73]。一般に保護主義は、私人の法益ではなく国家法益を害する犯罪に適用されるが、国家の安全保障を目的として掲げている二次制裁の場合には、後述するように保護主義に基づく正当化が図られる事例も見られる[74]。

対ソ連制裁において、保護主義は問題となっていないため、対キューバ制裁及び対イラン・リビア制裁について以下検討しよう[75]。対キューバ制裁のヘルムズ・バートン法では、カストロ政権によるテロだけでなく、当政権によって米国人の財産が危険に晒されること、並びに政権による米国への大量移民の発生などの観点からキューバが米国の安全保障の脅威になると述べられている[76]。しかしながら、第三国における接収された米国人の財産に関する取引が実質的に米国の脅威になるという主張は、前記の効果原則と同様に、必ずしも妥当性を有しない。さらに、制定当時の主たる安全保障問題であったソ連との冷戦は既に終結を迎えていることから、現在では当該法律を取り巻く環境も大きく変容を遂げている。そのため、キューバによって接収された財産に関する取引やそのような取引に関与した私人に対する規制を、国益の保護という目的に照らして合法とすることは不適当であるといえる。

保護主義が最も援用される制裁は、イランとリビアに対する制裁である。当該制裁は、イランと国連の決議に背くリビアによる大量破壊兵器の生産と米国に対する国際的テロリズムを企てることが安全保障を危険に晒す可能性があることを理由に制定されており、このことを理由として保護主義を主張する余地は十分にあるといえる[77]。たしかに、

大量破壊兵器の生産やテロリズムが安全保障上の利益を損なう可能性を有することは間違いない。しかしこのことは、域外管轄権を即座に肯定する要素とはならない。なぜなら、保護主義による適用が認められるためには、当該行為が①国家の利益の侵害に「向けられた（directed）」ものであり、かつ②完備された法制度において犯罪として認められていなければならない。これらの要件に照らすと、イラン・リビア両国と第三国が石油に関連する取引を行うことは米国の国益侵害を意図しているとはいえず、また、ある国家の石油資源の発展について投資することは犯罪を構成する行為ではない[78]。したがって、たとえ制裁目的が安全保障上の利益の保護を冠しているとしても、第三国に対して保護主義による連関が認められるとはいえず、二次制裁の正当化は難しいと考えられる。

㈤　規律管轄権の自制

それでは、前記の管轄権適用基準に照らし、異なる二国が管轄権を同一事項に対して主張する場合、つまり管轄権の抵触が生じた場合にはどのような法的解決が可能だろうか。国際法上、国家間の紛争を最小限に留めるために、国内法は明示的にその意図が示されていない場合には、域外適用をすることを念頭に置いていないと仮定するという慣行が存在するが、明示的に域外における管轄権を主張する米国法に関してこのようなアプローチは無意味である[79]。次に考えられるのは国際礼譲による解決である。国際礼譲とは、他国に対して自国法を適用する場合に、その国家の重要な利益と経済政策に相当の注意を払うことである[80]。しかし、これは国際法上の義務ではなく、国家に対して何ら拘束力を持たない。また、各国の自己抑制や国際礼譲に準拠するような措置はその場凌ぎに過ぎず、抜本的な問題の解決に繋がるとはいえないだろう[81]。

さて、第三リステイトメント第四〇三条では「管轄権の基礎が存在している場合であったとしても、他国と関連を有する人または行為につき規律管轄権を行使することが合理的（reasonable）でないとき、国家は管轄権を行使でき

ない」とされている[82]。つまり、域外管轄権は適用基準のみによって肯定されず、そのような管轄権の行使が合理性を有さなければならないということである。これは、合理性原則と呼ばれている。同条は、域外管轄権の合理性を判断する上で様々な要素を斟酌することと、他国の利益の方が明らかに大きいときには管轄権の行使を譲歩しなければならないことを規定している[83]。合理性原則は国際礼譲と異なり、単なる裁量と儀礼ではなく、「国家間の義務の観念をも反映する（reflecting a sense of obligation among states）」国際法の規則として認識されている点に注目しなくてはならない[84]。

仮に合理性原則が有効であれば、米国の域外管轄権の行使は国際法ではなく、米国の国内法によって否定され得る。またこのような慣行が続き、かつ他国が法的確信を以ってこれに倣えば、国際慣習法として成立する可能性がある。しかしながら、現実にこれは厳しいと考えられる[85]。米国において、合理性原則の内容を明確化したティンバーレン判決は、以後の国内裁判において必ずしも積極的に支持されているとはいえない[86]。つまり、合理性原則に関する第三リステイトメントと米国の慣行は一致しておらず、域外管轄権の自制は現時点において、何らかの義務として果たされることが難しいと言わざるをえないだろう。

五　近年の制裁法と域外管轄権

㈠　対ロシア制裁法

先述したように一方的経済制裁の必要性が高まる事態として、安保理の常任理事国に対する制裁が求められる状況が想定される。この具体例として、比較的最近に施行された対ロシア制裁法が有力な手がかりとなる。以下では当該

制裁法について、二次制裁に関する状況と新しい制裁措置の出現という二点に着目して論じていきたい。

対ロシア制裁とは、二〇一四年のウクライナ情勢並びにクリミア問題を受け、米国がウクライナ自由支援法を制定し、ロシアへの一定以上の金融取引、またはロシアにおける特定の原油計画に多大な投資（significant investment）を意図的に行なった外国人に対して、制裁を課す権限を大統領に付与したことで始まった[87]。当該法律には、違反するとみなされた外国人に対して、大統領による輸出入銀行におけるサービスの不承認、企業からの調達やライセンスを用いた取引の制限、渡航制限の設定などについても規定されている[88]。さらに、そのような計画を促すような外国の金融機関も、同様に制裁対象となり得る[89]。二〇一七年、この制裁法は通称ＣＲＩＥＥＡ（Countering Russian Influence in Europe and Eurasia Act）の制定により強化され、二次制裁の範囲も多くのヨーロッパ企業に広められた[90]。このような直接に外国人を制裁の範囲に含めるという当該規定の在り方は、対イラン制裁時に発動された二次制裁と類似性が認められる。

なお、これらの制裁法は大統領に制裁を行う権限を付与するものであり、実際に命令が出されない限りは外交交渉の道具として用いられているに過ぎない。しかし、このような制裁法の存在自体が国際取引に大きな影響を与えることは先述の通りであり、また、昨今の米ロ関係やこれまでの複数回の大統領命令を鑑みるに、当該制裁法の重要性は増しているといえるだろう。

ロシアに対する制裁の第二の特徴として、部門別制裁（sectoral sanctions）が導入されたことが挙げられる。これは、特定の経済的部門に焦点を絞り、そこに関連する企業に対してその違反内容及び程度に応じて制裁を課す手法であり、これまでの一次制裁・二次制裁という考え方では区分することのできない措置である。現在、当該措置はその実効性の観点から、一次制裁と二次制裁の中間にある策として評されている[91]。部門別制裁では、特定の企業に対して指定された計画に関するテクノロジーや米国資本へのアクセスを限定されるため、米国かロシアかという取引相手国の選択

を個々の法人に強要することがないほか、不必要な損失を周囲に与えるリスクが比較的低い。制裁を課す部門を絞り、企業やプロジェクトの特定をし、それぞれに対する制裁の割合を決定する点は、米国の負担が増すことになるが、制裁の効率化と長期化の回避にとって有用であることは確実である。一方的制裁における「スマート化」の兆しとして一定の評価を与えることができると考えられる。

㈡　第四リステイトメント草案における変化

1　主要な変更点

一九八七年の第三リステイトメントを改新するため、二〇一二年からアメリカ法律協会によって始まった第四リステイトメントの管轄権に関する草案が二〇一六年に公開された。本草案では、管轄権適用基準、合理性あるいは礼譲の問題について、新しい見解が提示されている。当然のことながら、これは草案に過ぎず最終的には変更されることも十分にあり得る。しかしたとえ草案段階であったとしても、一九八〇年代からの変容と管轄権に関する米国の現在の姿勢について捉えるにあたって、有用性のある素材であると考えられる。加えて、米国が国際法に見解を示している点や、第三リステイトメントの効果原則の創設が与えた影響等を考慮すれば、この重要性は一層明らかであるといえる。これらの理由から、以下では第四リステイトメントについて検討を行う。

まず大きな変更点として、第二章㈠で述べた「域外管轄権」という語句の問題について、新たに「（連邦）法の地理的範囲（geographic scope）」という言葉を導入することによって解決が図られたことが挙げられる[92]。これについて、「域外管轄権」が批判的に用いられることや論者によって域外の示すところが異なることを考慮し、混乱を避けるために当該用語を避け、「地理的範囲」というより中立的で好ましい表現を採用したことと説明されている[93]。冒頭で述べたように、「域外管轄権」を用いることはすでにある程度の確立されている段階にあり、また、「地理的範囲」とい

う言葉が事態や問題を整理するにあたってどのような役割を果たせるのかは不明である。いずれにしても、管轄権競合の際に新しく「地理的範囲」という語句がこれからは使用されるようになるのか、関心を集めるところである。

次に、適用基準となる各原則に関する変更を見ていこう[94]。一点目として、効果原則の位置付けが属地主義の拡大としてではなく、国際社会から認められた独立の管轄権適用基準の原則とみなされていることが指摘される[95]。二点目に、第三リステイトメントが属地主義の適用される行為について、領域内において「全部ないし主要な部分（wholly or in substantial part）」が行われていることを要件としているのに対し、当該草案では「主要な」という表現が取り除かれ、「全部ないし一部（in whole or in part）」に変更されている[96]。これは、先述の近年増加傾向にあるコルレス口座理論を肯定するために、意図的に適用要件を緩和したと捉えて間違いないだろう。さらに国籍主義に関して、（輸出規制法を含める）いくつかの米国法では米国人によって所有あるいは支配されている場合には管轄権を行使されることが確認されており、コントロール説によって管轄権を主張する姿勢を維持しているといえる[97]。以上のことから、当該草案には今後も二次制裁を積極的に採用するための法的土台を築こうとする意図が働いていると考えられる。

2　合理性原則の排除と規律礼譲

さて、第四リステイトメント草案における最大の変化は、合理性原則を排除したことにある。第四リステイトメント草案の第二〇一条二項は、規律管轄権を行使する上で、米国は合理性原則を用いるのではなく、他国の正当な利益を「規律礼譲（prescriptive comity）」として考慮するとしている[98]。規律礼譲とは、「実行可能とするには複雑すぎる（too complex to prove workable）」合理性原則に代わるものとして、エンパグラン事件にて用いられた、規律管轄権の自制に関する国際礼譲を意味する語句である[99]。ここに示された規律礼譲と第三リステイトメントの合理性原則とは、全く法的性質が異なる。なぜなら、第三リステイトメント第四一三条によれば、合理性原則とは「国家間の義務の観念

をも反映する（reflecting a sense of obligation among states）」もの、すなわち義務として行われる利益衡量である。[100] 一方、規律礼譲とは、「国際的な法的義務という観念からではなく、国際礼譲の問題として（as a matter of international comity rather than out of a sense of international legal obligation）」行われる利益衡量であると述べられているからである。[101] すなわち、第四リステイトメント草案によれば、利益衡量を行うことは義務ではなく、また、義務の観念を反映していないことを明記することによって、管轄権の自制に関する国際慣習法が成立することを意図的に回避した条文であると解される。

次に第二〇三条では、議会の明白な意図がない場合には法律が域内のみに適用されると仮定されることが述べられており、第二〇四条では、規律礼譲として法の適用を制限的に解釈できると述べられている。[102] これらの規定は一見すると、域外管轄権を抑える働きを持つように思われる。しかしながら、「解釈しても良い（may interpret）」という文言から、そのような解釈を行うことは裁判所の義務ではなくあくまで裁量の問題として位置付けられているにすぎない。[103] 加えて、第二〇四条の注釈において、米国の正当な利益に資する場合や議会の規定が域外適用を明確に意図している場合にはこのような解釈を行う余地はなく、裁判所は域外における適用を認めなくてはならないと記されている。[104] したがって、これらの規定は裁判所に米国法の域外適用について積極的な制限的解釈を実施されるものではないといえる。

最後に、第二二二条で扱われている「外国による強制（Foreign Compulsion）」という問題を取り上げる。同条は、ある米国法の違反行為が、他国の法律によって強制され生じた場合に米国裁判所が、制裁を緩和ないし免除する裁量を有するという規定である。[105] このためには、外国法に違反することによって当事者が他国から厳しい制裁を受けると思われることと、当事者が誠実に紛争を回避するよう行動したことが要件とされている。[106] この条文は、在外米国系子会社が所在地法と米国の制裁法の抵触によって板挟みになった場合などに、二次制裁を緩和する上で有益な規定とし

て読むことができる。しかしながら実際には、この司法裁量は米国法が外国との関係を明示していない法律のみを対象としているため、明らかに二次制裁の規定を持つ制裁法には当てはまらない[107]。さらに本条文の注釈にて、米国支配下にある外国人に対して取引を禁止するような貿易制裁に関しては取引所在地の法律による義務の免除は認められないと記されている[108]。すなわち、制裁法の文脈において、当該条文による域外管轄権やその抵触問題の解決の可能性は排除されていると考えられる。

このように制裁法に関連する第四リステイトメント草案の特徴は、二次制裁を正当化するために様々な法的見解の変更を加えている点にある。コルレス口座理論適用のための属地主義における変更は、その顕著な例といえよう。また、合理性原則から規律礼譲への転換は今後さらに注目されるべきである。そもそも、第三リステイトメントの合理性原則とは、対外経済関係を規制する公法は国際法の規制を受けるものではないというそれ以前の米国の立場を改善するために、判例や諸国からの反対と折り合いをつける形で生まれた規定であった[109]。第四リステイトメント草案の示すところは米国による、域外管轄権とは国際法上ほとんど制限を受けるものではないという第三リステイトメント前の状態への回帰、あるいは後退であると捉えることができる。

六　おわりに

これまで見てきたように、一部のライセンス契約を利用した国籍主義に基づく主張を除き、米国の二次制裁の合法性は、国家管轄権という観点から否定されるべきである。それにも拘わらず、二次制裁は冷戦期から問題視されてきた当該措置は、今日に至るまで全く緩和されていない。それどころか、第四リステイトメント草案において法的見解に修正を加え、今後の二次制裁を正当化する論理的基盤を築こうとしていることから、米国がそのような制裁を強化

する方向に動いていることは明らかであるといえる。先述の通り、当該問題について国際礼譲や合理性原則などの自制による解決は期待できず、まして、米国を含む多数国間条約を通してこのような事態が改善される可能性は極めて低いと考えられるだろう。

国際法に基づいて域外管轄権に制限を設けることが、条約によって叶わないとすれば、諸国の慣行と法的確信によって国際慣習法が形成されるのを待つほかない。そのためには、各国が米国の制裁法における域外管轄権を国際法上認められ得ない行為として非難し、そのような法規に従わない姿勢を取り続けることが求められる。今日、多国籍銀行による米国への和解金支払いや米国外のホテルにおけるキューバ人宿泊者の追放など、このような国家慣行の形成に逆行する事案が多く見られる。もちろん、目先の利益を追求する上で、これらの措置は一定の合理性を有するといえるかもしれない。しかしながら、長期的には見れば、このような諸国の一貫性に欠ける対応は二次制裁の継続と拡大を招き、結果的により大きな不利益にもたらし得る。諸国は、国家管轄権を脅かす重要な問題として二次制裁についての認識を新たにし、当該措置について各国が協力して積極的かつ継続的に対処する必要があることを自覚しなければならないだろう。

（1） Unilateral sanctions の定義には諸説あるが、一般に国連安全保障理事会決議の有無に拘わらず国家あるいは国際機関による制裁であるとされている。*See* Matthew Happold and Paul Eden Edited, *Economic Sanctions and International Law*, Bloomsbury Publishing (2016), at 1. 日本では、未だ経済制裁という文脈における unilateral の訳語は確立されていない。現在、これを「一方的」とする説（王志安「立法管轄権の抵触と国際法の規制――キューバ制裁法が残した課題」『法学論集』五八巻五九―一〇四頁（一九九一）、松隈潤「経済制裁における人道的免除措置の再評価」*The Seinan Law Review*, Vol. 39, No. 2, at 61-74, (2006)、経済産業省『２００７年版不公正貿易報告書』「第２部第14章一方的措置」（http://www.meti.go.jp/report/data/g70416a01j.html、最終閲覧日二〇一七年八月一六日）、朝日新聞各記事等）の他、「独自」とする説（浅田正彦

「国際取引法研究の最前線（第45回）EUの対イラン独自制裁と安保理決議」『国際商事法務』四四巻五号七五一―七五五頁（二〇一六））や日本経済新聞各記事等）が存在する。本論文では、国際法学上unilateral actが一方的行為、unilateral declarationが一方的宣言となっていることから、unilateralを一方的と訳するのが通例であると判断し、unilateral sanctionsを一方的制裁と仮訳することにした。

（2）　もっとも、二次制裁の示す範囲は学説によって異なる。たとえば「制裁対象国との通商取引や制裁対象国に対する資金援助等の関係を有する第三国またはその国民との取引を行うことを、自国民に対して禁止する措置」とし、「第三国または自国民以外の国民（外国籍の自国子会社も含む）が制裁実施国と取引を行うこと（自国を原産地とする物資や技術の再輸出を含む）を禁止する措置」を三次制裁とする説（中谷和弘「経済制裁の国際法上の機能とその合法性（五）――国際違法行為の法的結果に関する一考察――」『国家学会雑誌』一〇一号三・四号七二頁、一九八八）、後者のような制裁も二次制裁に含めるとする説（Gary Clyde Hufbauer et al., *Economic Sanctions Reconsidered 3rd*, Peterson Institute for International Economics (2007), at 130, and Meredith Rathbone, Peter Jeydel, and Amy Lentz, "Sanctions, Sanctions Everywhere: Forging A Path Through Complex Transnational Sanctions Laws", *Georgetown Journal of International Law*, Vol. 44, No. 3 (2012-2013), at 1070）、二次制裁を大きく捉え、国内の自国民が制裁対象国との通商取引や制裁対象国に対する資金援助等の関係を有する第三国またはその国民との取引を行うことを禁止する措置をterrinationalな二次制裁とし、自国領域外で第三国の企業に務める自国民が制裁対象国と取引することや、第三国が制裁対象国と取引することを禁止する措置をnon-terrinationalな二次制裁とする説（Jeffrey A. Meyer, "Secondary Thoughts on Secondary Sanctions", *University of Pennsylvania Journal of International Law*, Vol. 30, No. 3 (2009), at 910）などが存在する。

（3）　なお、制裁法の域外における妥当性の考察にあたり、「経済制裁」が国際法における「報復」（それ自体では国際法上違法とならない行為）と「対抗措置」（それ自体違法だが相手国の先行違法行為の存在によって違法性が阻却される措置）のいずれか、という検討は有益ではない。なぜならば、「報復」も「対抗措置」も制裁実施国と制裁対象国の法的関係を表現する用語であり、第三国と制裁実施国の法的関係に直接の影響を及ぼさないからである。なお、合法な「対抗措置」であり制裁対象国に対する行為の違法性が阻却される場合においても、国家責任条文上は違法行為を行なった国家に対してのみ（only）対抗措置を講じることができると規定されることから、第三国に対する行為の違法性が阻却されることはない。*See also* James Crawford, *The International Law Commission's Articles on State Responsibility: Introduction, Text and*

Commentaries, Cambridge University Press (2002), at 28. したがって、本論文では経済制裁を、問題とされる国家の行為を「対象となる国家（target state、以下制裁対象国）の行為の不承認の表明、もしくは、その政策、実行、ないし政治的構造を制裁対象国に変更させることを目的として国家によって採られる経済的措置」と広く定義することとした。*See* Andreas F. Lowenfeld, *International Economic Law*, Oxford University Press (2008), at 850.

（4） Menno T. Kamminga, "Extraterritoriality", *in Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, edited by Rüdiger Wolfrum, Oxford University Press (2012), at 1071.

（5） Andreas F. Lowenfeld, "International Litigation and the Quest for Reasonableness", *Recueil des Cours*, Vol. 245 (1994), at 43.

（6） *See* Lowenfeld, at 850 *supra* note 3.

（7） International Law Commission, Report on the Work of Its Fifty-eighth Session, Annex E (2006), at 516.

（8） この理由として、立法府だけでなく行政規則や執行付の行為や命令なども prescription（規律行為）と同様の効果を持ち得るという点が指摘されている。*See* Restatement (Third) of Foreign Relations Law of the United States § 401 (1987) [hereinafter Restatement (Third)]. なお、本稿ではこれを訳する上でアメリカ対外関係法リステイトメント研究会（訳）「アメリカ対外関係法第三リステイトメント（一）」『国際法外交雑誌』八八巻五号六九―八六頁（一九八九）、「アメリカ対外関係法第三リステイトメント（二）」『国際法外交雑誌』八八巻六号六〇―七八頁（一九九〇）、「アメリカ対外関係法第三リステイトメント（三）」『国際法外交雑誌』八九巻一号八三―一〇八頁（一九九〇）を参考とした。

（9） 山本草二「国家管轄権の機能とその限界」『法学教室』三五号二四頁（一九八三）。

（10） 山本草二『国際法（新版）』（有斐閣、一九九四）、二三二頁。

（11） 同右、二四三頁。

（12） Cedric Ryngaert, *Jurisdiction in International Law Second Edition*, Oxford University Press (2015), at 21、山本草二「国家管轄権の域外適用」『ジュリスト』七八一号一九八頁（一九八三）。

（13） 朝日新聞朝刊一九九七年三月一六日。*See also*, J. Urquhart, "Wal-Mart Puts Cuban Goods Back on Sale", *Wall Street Journal* (Eastern edition), 1997 Mar 14, Sect. A, 3: 3.

（14） Cedric Ryngaert, "Extraterritorial Export Controls (Secondary Boycotts)", *Chinese Journal of International Law*, Vol. 7

(2008), at 637, 朝日新聞朝刊二〇〇六年三月二九日。また、これについて当時のメキシコ外務大臣であったルイス・エルネスト・デルベス氏は、「我が国においてこのような法律の域外適用は存在せず、また存在してはならない」と発言している。*See* J. McKinley, "Mexico and Cuba protest hotel's expulsion of Havana delegation", *New York Times* (1923–Current file), 2006 Feb 07, Sect. 1.

(15) Rathbone, Jeydel, and Lentz, *supra* note 2, at 1121.

(16) 朝日新聞夕刊二〇一二年六月一三日、朝日新聞夕刊二〇一二年一二月一一日、朝日新聞朝刊二〇一四年七月二日。*See also* A. Lowrey, "ING Bank to Pay $619 Million to Settle Inquiry into Sanctions Violations", *New York Times* (1923–Current file). 2012 Jun 13, Sect. 1, J. Sparshott, "Standard Chartered Settles U. S. Sanctions Allegations", *Wall Street Journal* (Online), 2012 Dec 10, and B. Devlin, C. M. Matthews, "BNP Near Settlement with U. S. for up to $9 Billion: Investigators Say Evidence Indicates French Bank hid $30 Billion of Transactions in Violation", *Wall Street Journal* (Online), 2014 Jun 23.

(17) 朝日新聞夕刊二〇一二年一二月一三日、朝日新聞朝刊二〇一三年六月二一日。また、三菱東京ＵＦＪ銀行及びその関連子会社は、当該事案における英国当局への説明の遅滞を理由として、イングランド銀行に対しても約三七億円を罰金として支払っている（日本経済新聞朝刊二〇一七年二月一〇日参照）。

(18) Lowenfeld, *supra* note 3 at 899, 900.

(19) Rathbone, Jeydel, and Lentz, *supra* note 2, at 1119.

(20) U. S. Chamber of Commerce, "Oppose Unilateral Economic Sanctions" (https://www.uschamber.com/issue-brief/oppose-unilateral-economic-sanctions, last visited 08/16/2017).

(21) 小寺彰「国家管轄権の域外適用の概念分類」『山本草二先生古稀記念　国家管轄権――国際法と国内法』村瀬信也、奥脇直也編（勁草書房、一九九八）、三五八頁。

(22) 朝日新聞朝刊一九八二年六月二五日、朝日新聞夕刊一九八二年八月二四日、朝日新聞朝刊一九八二年一一月一五日。*See also* Lowenfeld, *supra* note 3, at 913, Compagnie Europiennedes Pitroles S. A. v. Sensor Nederland B. V, 22 I. L. M. 66 (Dist. Ct., The Hague 1982), European Community: Note and Comments on the Amendments of 22 June 1982 to the Export Administration Act, Presented to the United States Department of State on 12 August 1982, 21 I. L. M. (1982), and Clyde H Farnsworth, Company loses in plea to prevent penalties on soviet pipeline sale, New York Times (1923–Current file), 1982

Aug 25, Sect. 2.

（23） もっとも、ヘルムズ・バートン法の先駆けとなるキューバ民主主義法も二次制裁の規定を含む。*See* Cuban Democracy Act of 1992, 22 U. S. C. §§ 6001–6010, and J. Brett Busby, "Note: Jurisdiction to Limit Third-Country Interaction with Sanctioned States: The Iran and Libya Sanctions and Helms-Burton Acts", 36 Columbia Journal of Transnational Law 621 (1998), at 642.

（24） Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996, 22 U. S. C. §§ 6091.

（25） Busby, *supra* note 23, at 645.

（26） Cuban Liberty and Democratic Solidarity (LIBERTAD) Act of 1996, 22 U. S. C. §§ 6023, and Harry L. Clark, "Dealing with U. S. Extraterritorial Sanctions and Foreign Countermeasures", *University of Pennsylvania Journal of International Economic Law*, Vol. 25 (2004), at 471.

（27） Ryngaert, *supra* note 14, at 648.

（28） UNGA Res. 47/19 (Nov.24, 1992), 48/16 (Nov.3, 1993), 49/9 (Oct. 26, 1994), 50/10 (Nov. 2, 1995), 51/17 (Nov. 15, 1996), 52/10 (Nov. 5, 1997), 53/4 (Oct. 14, 1998), 54/21 (Nov. 9, 1999), 55/20 (Nov. 9, 2000), 56/9 (Nov. 27, 2001), 57/11 (Nov. 12, 2002), 58/7 (Nov. 4, 2003), 59/11 (Oct. 20, 2004), 60/12 (Nov. 8, 2005), 61/11 (Nov. 8, 2006), 62/3 (Oct. 30, 2007), 63/7 (Oct. 29, 2008), 64/6 (Oct. 28, 2009), 65/6 (Oct. 26, 2010), 66/6 (Oct. 25, 2011), 67/4 (Nov. 13, 2012), 68/8 (Oct. 29, 2013), 69/5 (Oct. 28, 2014), 70/5 (Oct. 27, 2015), and 71/5 (Oct. 26, 2016).

（29） なお、二〇一〇年の包括的イラン制裁法はEUや国連などの国際社会と協調して実施されていることから、当該制裁法が域外に与える影響は他に比して深刻でないと想定されるため、本稿では取り上げない。*See* Harvard Law Review Association, "Developments in the Law-Extraterritoriality", *Harvard Law Review*, Vol. 124, No. 5 (2011), at 1251.

（30） リビアへの制裁解除を受け、当法律は後にイラン制裁法（ISA）と名称を変更しているが、変更以前の資料も多く参考としていることなどから、本論文では当法律をILSAという表記に統一した。

（31） Iran and Libya Sanctions Act, 50 U. S. C. A. § 5 (a) & (b) (2), and § 6.

（32） なお、ヘルムズ・バートン法とILSAは、両法とも複数の国家から対抗立法を受けている。たとえば、EUは当該法律に直接的あるいは間接的な効果を与えるEU域外の裁判所や行政機関の判決ないし決定を承認することの禁止（四条）、封

鎖規定（blocking provision）と呼ばれる子会社や関連会社が当該法律に従うことの禁止（五条）、当該法律により損害を被った者に対する補償を与える規定（六条、通称 claw back provision）などを設けている。*See* European Union: Council Regulation (EC) No. 2271/96, Protecting Against the Effects of the Extraterritorial Application of Legislation Adopted by a Third Country, 36 I. L. M. (1997) at 128. その他にもカナダによる対抗立法としての Foreign Extraterritorial Measures Act, R. S. C. F-29、メキシコからの対抗立法としての Ley de Proteccion al Comercio y la Inversion de Normas Extranjeras que Contravengan el Derecho Internacional, D. O, 22 de Octubre de 1996 が存在する。

（33）山本、前掲注（9）、二三頁。

（34）本論文では、消極的属人主義は扱わないことと、法人や製品及び技術の国籍に関する検討を加えることから、積極的属人主義ではなく国籍主義という表現に統一した。

（35）山本、前掲注（10）、二三七頁。

（36）Restatement (Third), *supra* note 8, at § 402 (2).

（37）International Law Commission, *supra* note 7, at 233. ＥＣの Articles 81 and 82 of the Treaty Establishing the European Economic Community and Council Regulation (ECC) No. 4064/89 of 21 December 1989、ドイツの一九五七年 The German Act Against Restraints of Competition（一九九九年改正）、韓国の Monopoly Regulation and Fair Trade Act（二〇〇五年改正）等が例として挙げられる。

（38）たとえば、国際法協会（International Law Association）・万国国際法学会（Institut de Droit International）という二つの権威ある学会が「直接的、実質的なかつ予見可能な効果」という要件を採用しているが、米国では二〇一二年に「合理的に近接した」というより緩い要件を採用する姿勢を見せている。小原喜雄「域外管轄権の不当な行使の抑制方法としての抵触法的アプローチの意義と限界」『国際法外交雑誌』八八巻四号一五頁（一九八九）、及び、経済産業省『２０１６年版不公正貿易報告書』「第Ⅱ部補論」（www.meti.go.jp/committee/summary/0004532/2016_houkoku01.html、最終閲覧日二〇一七年八月一六日）。

（39）久保田隆「最新事例にみる米国経済法違反の域外的影響とその法的課題――Pisciotti 事件とＢＮＰパリバ事件」『国際商事法務』四二巻八号一二四二―一二四五頁（二〇一四）。

（40）Gregory W. Bowman, "A Prescription for Curing U. S. Export Controls", *Marquette Law Review*, Vol. 97 (2014), at 7.

(41) Id.

(42) International Law Commission, *supra* note 7, at 234.

(43) Restatement (Third), *supra* note 8, at § 402 (2) (c). *See also* Richard G. Alexander, "Iran and Libya Sanctions Act of 1996: Congress Exceeds Its Jurisdiction to Prescribe Law", *Washington and Lee Law Review*, Vol. 54 (1997), at 1613.

(44) Compagnie Europiennedes Pitroles S. A. v. Sensor Nederland B. V., *supra* note 22, at 73, and European Community, *supra* note 22, para. 12.

(45) 22 U. S. Code § 6081 (9).

(46) 王ˊ 前掲注 (1)ˊ 八一頁。

(47) Andreas F. Lowenfeld, "Agora: The Cuban Liberty and Democratic Solidarity Act", *American Journal of International Law*, Vol. 90 (1996), at 431.

(48) H. R. Rep. No. 104-523, at 14 (1996).

(49) Alexander, *supra* note 43, at 1614, 1615.

(50) Susan Emmenegger, "Extraterritorial Economic Sanctions and Their Foundation in International Law", *Arizona Journal of International and Comparative Law*, Vol. 33 (2016), at 657.

(51) Id., at 655.

(52) Restatement (Third), *supra* note 8, at § 402 (1) (a).

(53) Emmenegger, *supra* note 50, at 656.

(54) Ryngaert, *supra* note 12, at 108.

(55) Kern Alexander, *Economic Sanctions*, Palgrave Macmillan (2009), at 75.

(56) Barcelona Traction, Light and Power Co., Ltd. (Belg. v. Sp.), Judgment, 1970 I. C. J. Rep. 3 (Feb. 5), at para.41, "The concept and structure of the company are founded on and determined by a firm distinction between the separate entity of the company and that of the shareholder, each with a distinct set of rights. The separation of property rights as between company and shareholder is an important manifestation of this distinction. So long as the company is in existence the shareholder has no right to the corporate assets." *See also* Ryngaert, *supra* note 14, at 628.

（57） Alexander, *supra* note 55, at 82.

（58） 山本・前掲注（10）・111頁。

（59） Amendment of Oil & Gas Control to the U. S. S. R, 47 Fed. Reg. 27, 250 (1982).

（60） Id.

（61） Compagnie Europiennedes Pitroles S. A. v. Sensor Nederland B. V., *supra* note 22, at 71, 72, and European Community, *supra* note 22, para. 7.

（62） Charlotte Beaucillon, "Practice Makes Perfect, Eventually? Unilateral State Sanctions and the Extraterritorial Effects of National Legislation", Natalino Ronzitti Edited, *Coercive Diplomacy, Sanctions and International Law*, Brill (2016), at 112.

（63） 31 C. F. R. § 550. 330.

（64） Restatement (Third), *supra* note 8, at § 414 (2), and § 414 Comment (b).

（65） Ryngaert, *supra* note 14, at 633.

（66） Noah Bialostozky, "Extraterritoriality and National Security: Protective Jurisdiction as Circumstance Precluding Wrongfulness", *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol. 52 (2013-2014), at 643, and Alexander, *supra* note 55, at 154.

（67） Patrick J. DeSouza, "The Soviet Gas Pipeline Incident: Extension of Collective Security Responsibilities to Peacetime Commercial Trade", Y*ale Journal of International Law Issue*, Vol. 10, No. 1 (1984), at 107.

（68） Id., at 108.

（69） European Community, *supra* note 22, at para. 11.

（70） Id., at para. 8.

（71） P. J. Kuijper, "European Community and the US Pipeline Embargo, Comments on Comments'", *German Yearbook of International Law* (1984), at 85.

（72） Ryngaert, *supra* note 14, at 635.

（73） Restatement (Third), *supra* note 8, at § 402 (3), and § 402 Comment (f).

（74） 山本・前掲注（12）・198頁。

（75） Compagnie Europiennedes Pitroles S. A. v. Sensor Nederland B.V., *supra* note 22, at 71.

（76） 22 U. S. Code § 6022 (3).
（77） Pub. L. No. 104-172, 110 Stat. 1541 § 2.
（78） Alexander, *supra* note 43, at 1617.
（79） International Law Commission, *supra* note 7, at 235.
（80） International Law Association, 55th Conference (1972), "The Resolution on the Extraterritorial Application of Restrictive Trade Legislation", at 22.
（81） 山本・前掲注（10）・一三一頁。
（82） Restatement (Third), *supra* note 8, at § 403 (1).
（83） Id., at § 403 (2) and (3).
（84） Id., at § 403 (3) Comment (a).
（85） Alexander, *supra* note 43, at 1627.
（86） Timberlane Lumber Co. v. Bank of Am., N. T. & S. A., 549 F. 2d 597 (9th Cir. 1976). *See also* Ryngaert, *supra* note 12, at 161.
（87） H. R. 5859 Sec.4 (b) (1).
（88） H. R. 5859 Sec.4 (c) (3).
（89） H. R. 5859 Sec.4 (c) (6).
（90） 当該制裁法の詳しい内容に関しては、金野雄五「米国の対露制裁強化とその影響」みずほ研究所（二〇一七年）を参照のこと（https://www.mizuho-ri.co.jp/publication/research/pdf/insight/eu170803.pdf、最終閲覧日二〇一七年八月一七日）。
（91） 朝日新聞夕刊一一〇一六年一一月一一日。
（92） Draft of Restatement (Fourth) of Foreign Relations Law of the United States (2016) [hereinafter Draft Restatement (Fourth)] at § 201 (3) (If the geographic scope of a federal law is not clear, federal courts apply the principles of interpretation set forth in §§ 203-205.).
（93） Id., at § 201 Reporters' note 1.
（94） 本論文では扱わないが、消極的属人主義が適用基準として採用されていることも大きな変更点であるといえる。Id., at

§ 201 (1), and § 201 Reporters' note 2.

(95) Id., at § 201, and § 213 (International law recognizes a state's jurisdiction to prescribe law with respect to conduct that has a substantial effect within its territory.).

(96) Id., at § 201 Comment (e), and Restatement (Third), supra note 8, at § 402 (1) (a).

(97) Id., at § 201 Reporters' note 7.

(98) Id., at § 201 (2) (In exercising jurisdiction to prescribe, the United States takes account of the legitimate interests of other nations as a matter of prescriptive comity.).

(99) F. Hoffman-La Roche v. Empagran S. A., 542 U. S. 155, 168 (2004).

(100) Restatement (Third), *supra* note 8, at § 403 (3) Comment (a).

(101) Draft of Restatement (Fourth) *supra* note 92, at § 211 Reporters' note 1.

(102) Id., at § 203 (U. S. courts interpret federal statutory provisions to apply only within the territorial jurisdiction of the United States unless there is a clear indication of congressional intent to the contrary.) and § 204 (To avoid unreasonable interference with the legitimate sovereign authority of other states, U. S. courts may interpret federal statutory provisions to include other limitations on their applicability as a matter of prescriptive comity.).

(103) Id.

(104) Id., at § 204 Comment (c).

(105) Id., at § 222 (To the extent permitted by statute, regulation, or procedural rule, U. S. courts have discretion to excuse violations of U. S. law, or moderate the sanctions imposed for such violations, on the ground that the violations are compelled by another state's law, if: (a) the person in question appears likely to suffer severe sanctions for failing to comply with foreign law; and (b) the person in question has acted in good faith to avoid the conflict.).

(106) Id.

(107) Id., at § 222 Comment (d).

(108) Id.

(109) 山本・前掲注（10）・一四七頁。

藤原　泉（ふじわら　いずみ）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程
専攻領域　国際法